

諮問庁 豊能町長 上 浦 登 様

豊能町情報公開審査会
会長 梶 哲



答申書

令和7年2月7日付けで諮問のあった、令和6年11月14日付けで審査請求人 [REDACTED] ([REDACTED] 以下「請求人」という。) が提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、豊能町情報公開審査会(以下「審査会」という。)において審査した結果、次のとおり答申します。

主 文

豊能町長が請求人に対して令和6年10月31日付け「情報不存在による不開示決定通知書」(豊能総政第224-2号)によってした処分(以下「本件処分」という。)については、これを取り消すとともに、別紙所掲の文書を含む情報開示決定をするのが妥当である。

理 由

第1 事実の概要

1 本件は、請求人が豊能町情報公開条例(平成16年豊能町条例第3号。以下「条例」という。)に基づき情報開示請求をしたところ、実施機関である豊能町長(以下「実施機関」という。)により、その対象の一部について情報不存在を理由とする不開示決定がなされたことを不服として、請求人が当該決定の取消しを求めた審査請求の事案である。

2 本件審査請求に至る経過

(1) 請求人は、令和6年10月3日付けで、実施機関に対して、条例第6条第1項の規定により、次のものを含めて情報の開示請求をした。

「② 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からスマートシティ事業に充当したお金について、その手続に関する書類一切、及び、この件についての大阪府・国とのやりとりについて、その日時、双方の担当者(役職)、協議内容(電話メモ、メール、担当者のメモなど)がわかるもの一切」

「④ 2024年6月25日付け「措置状況報告」において勧告を履行しない理由として挙げられた「交付金に影響を及ぼす」という町の判断に至った経過、国や大阪府との協議に関する資料一切(②に準じるもの)」

(2) 実施機関は、(1)の情報開示請求に対し、別途の「情報部分開示決定通知書」(豊能総政第224-1号)により上記②④等を除く一部の情報に関する開示・不開示について決定したほか、本件処分において、上記④の情報については情報不存在による不開示決定をした。本件処分の通知書の「保有していない理由」欄には、「協議を行っていないため」と記載されていた。なお、この通知書の「請求に係る情報の名称又は内容」欄の記載の末尾は「……資料一切(国に準じるもの)」となっていて、上記④の末尾「……資料一切(②に準じるもの)」と齟齬がある。

(3) 請求人は、令和6年11月14日付けで本件処分について本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人

（１）審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

（２）審査請求の理由

実施機関は、本件処分に係る第１の２（１）④の情報について、「当該情報を保有していないため、開示しないことに決定しました」とし、「保有しない理由」として「協議を行っていないため」と述べている。

しかし、第１の２（１）④の情報に係る開示請求は、「２０２４年６月２５日付けの『措置状況報告』において、勧告を履行しない理由として挙げられた『交付金に影響を及ぼす』という町の判断に至った経過」及び「国や大阪府との協議」の２項目についての資料一切の開示を求めるものとなっている。そのうち、前者の「『交付金に影響を及ぼす』という町の判断に至った経過」については、情報の開示・不開示について全く言及がなく、結果として開示されていないことの理由の言及も全くない。したがって、実施機関にあっては、開示請求のこの部分については失念していたと考えるしかない。

この前者については、監査委員による勧告が出されて以降の約３ヶ月間における、監査委員の勧告をその通りに履行しないことを決定するに至るまでのこの問題についての豊能町役場内での会議・打ち合わせ、あるいは顧問弁護士との法務相談などに関する文書・担当者のメモなどが含まれている。また、こうした決定を下すにあたっての起案文書なども含まれる。こうした文書が存在していないとは考えられない。

また、後者の「国や大阪府との協議」については、町議会のスマートシティ特別委員会や本会議での一般質問、議会全員協議会の場で、再三再四「協議を行っている」と答弁してきた。直近の例でいえば、令和６年７月１日に開催された議会全員協議会において、高木副町長が交付金返金の問題について明確に「内閣府と相談」していると答弁している。

また、スマートシティ事業のＫＰＩ（重要業績評価指標）実施について、国や大阪府との協議、国（内閣府）に対する照会をかけていることは、スマートシティ特別委員会の会議録からも見てとることができる。その際に、ＫＰＩが十分に実施できない場合に国からの交付金の返金が求められるかどうかについて、国から明確な回答がないため不安である旨の答弁がなされている（令和６年３月１３日）。「措置状況報告」に述べられている「交付金に影響を及ぼす」との記述は、前町長に賠償請求をした場合スマートシティ事業における町の支出が違法とされ、そのことが理由となって国から交付金返金が求められる可能性があるという趣旨であると解される。したがって、そのように判断する過程において、国あるいは大阪府と何らかの相談ないしは協議が行われていたと考えるのは何ら不自然ではない。担当課長の話によれば、そうした相談や協議が行われていたとすれば町の上層部によるもので、担当課に文書は残っていないとのことであるが、町長・副町長のレベルでもそうした相談ないしは協議は行っていないなら、全員協議会での副町長答弁は虚言を弄したことになる。

少なくとも顧問弁護士との法務相談は行われたはずであり、その際のメモは残されていなければならないし、何らかの記録文書があって然るべきである。

（３）弁明に対する反論

① 弁明書は、請求人が本件審査請求に係る別紙審査請求理由書の中で、開示請求のうち「『交付金に影響を及ぼす』という町の判断に至った経過」に関する部分については失念していたと考えるしかないと述べたことへの釈明を試みている。しかし、この点に関する町の主張は、それが仮に真実であったとしても、ほんらい本件処分の通知書に書かれるべきものであり、なぜ本件処分通知書に書かれなかったかという説明になっていない。

② 実施機関は、「開示すべき情報が不存在である」と主張する理由として、第１に、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和４年２月２５日府地創第６３号。以下「デジ田交付金要綱」という。）第１７条第１項第２号を前提として判断を行った確認行為であったため、内部打ち合わせや法律相談は記録を作成しなかったこと、第２に、措置状況報告に当たっての起案文書については、事案の処理について決裁権限を有する者に説明し、許可等の意思決定は受けていたため作成せずに処理を行ったため存在しないこと、を挙げている。

理由の第１点については、交付決定の取消し等についてデジ田交付金要綱第１７条第１項第２号に「交付

金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢、又はその他不適当な行為をした場合」とあることを前提として判断を行ったとしているが、これは、町が「交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為」という自覚があるため、監査結果をそのまま実行すればそのことを認めてしまうため、「交付金に影響を及ぼす」という判断をしたとしか読めない。

理由の第2点については、豊能町の諸規程に明らかに反している。豊能町事務決裁規程（平成9年訓令第16号）は第3条から第10条までで各職の専決事項を定め、第11条で専決事項の例外事項として、「異例と認められるもの」（第1号）、「疑義又は紛議若しくは将来その原因となるおそれがあると認められるもの」（第2号）、「重要な先例となると認められるもの」（第3号）、「あらかじめ上司から指示されたもの」（第4号）について、町長の決裁または上司の専決を受けなければならないと規定している。措置状況報告の契機となったのは豊能町にとって初めての住民監査請求であり、しかも監査結果において監査請求者の主張が認められ豊能町に塩川前町長への賠償請求をするよう求めたこと、それにもかかわらず異例なことに豊能町がその監査結果を実施しなかったこと、それゆえその後に住民訴訟の提起が十分予想できたことを考慮するならば、同規程第11条の第1号、第2号及び第3号に該当することは明らかであり、町長の判断を要するものであって、単なる確認事項などと呼べるものではない。文書起案して決裁を求めず、口頭報告で済ませたなどということは同規程に反する行為と言わざるを得ない。

また、豊能町文書取扱規程（昭和57年訓令第3号）別表第1に文書の保存年限が定められているが、請求人が開示請求した情報は同別表にいう第1種（永年保存）に分類されるべきものであり、このような杜撰な対応がなされているとは到底信じることができない。

これらの諸規程に沿って事務処理が行われているのであれば、本件処分において不存在とされた文書は当然存在していなければならず、不存在という実施機関の主張をそのまま信じることはできない。弁護士との法務相談の報告文書や復命文書についても同様で、法務相談を行ったと議会でも答弁している以上、そのことを示す文書が存在しないはずがなく、仮に作成していないとすれば同規程違反であり、豊能町は職員の記憶のみに頼って行政事務を進めているということになってしまう。

③ 町民目線からすれば、豊能町にとって都合のよくない文書については「不存在」を理由にして情報公開を阻んでいるのではないかと疑念を禁じ得ない。同様の事例は森友問題で「不存在」とされた文書が裁判所の判決を経て結局は2千頁にも及んで開示されたことなど多く存在しているからである。よって、再調査が行われるべきである。

2 実施機関

（1）弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当である。

（2）弁明の理由

① 「交付金に影響を及ぼす」という町の判断は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定の取消し等についてデジ田交付金要綱第17条に規定があり、同条第1項第2号において「交付金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合」とある。この規定を前提として判断を行い、内部での打ち合わせや法務相談等はあくまで確認行為であったため記録は作成しなかった。

② 措置状況報告にあたっての起案文書は、事案の処理について決裁権限を有する者に説明し、許可等の意思決定は受けていたため、作成せずに処理を行った。

③ 国や大阪府との協議に関する資料については、開示請求に係る対象文書が「交付金に影響を及ぼす」という町の判断に至るまでに、当該事項に関して国や大阪府との協議を行った際の資料である。これまでスマートシティ事業の事業継続やKPI計測についての協議は行っていたものの、国や大阪府と当該事項に関しての協議は行っていない。

④ 以上のとおり、請求人が求める文書はいずれも物理的に存在しない。

第3 審査会の審議の経過

令和7年5月16日 第1回審議

令和7年6月23日 第2回審議

第4 審査会の判断の理由

(1) 請求人が、本件処分に係る開示請求の中で「『〔監査委員の勧告に従ったならば〕交付金に影響を及ぼす』という町の判断に至った経過、国や大阪府との協議に関する資料一切」に関する情報の開示を請求したのに対し、実施機関は、本件処分においてこれらの情報について不存在とした理由として、弁明書において、上記町の判断に至る経過において記録が作成されなかったこと、国や大阪府との協議が行われなかったことを主張した。

(2) しかし、本件審査請求に関する審査の中で、審査会が実施機関に調査を求めたところ、次の各文書について所在が判明した。

①令和5年8月22日大阪府打合せ資料

(大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課宛て令和5年8月22日付け

「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)TYPE2/3に係る

KPIの計測について」(豊能ま第9.3号)と題するもの)

②令和5年9月28日大阪府打合せ資料

③出張命令簿(総務部長の出張に係るもの。令和6年4月3日から同年7月5日までにつき記載)

④令和6年6月24日付け「企業版ふるさと納税の寄附金について」2件の起案文書

(前町長宛て豊能総政第69-1号ほか)

⑤令和6年6月25日付け起案書「監査結果に基づく必要な措置について」

(豊能町監査委員宛て能総政第74号。すなわち「措置状況報告書」の起案文書)

(3) 以上のうち、④及び⑤の文書は、上記「町の判断に至る経過に関する……資料」に該当するものと認められる。また、①ないし③の文書は、上記「国や大阪府との協議に関する資料」に該当するものと認められる。このように、これらは、本件処分に係る情報開示請求の対象に該当すると認められるから、開示請求の対象とされた情報が存在するにもかかわらず、当該情報を特定することができないまま、不存在を理由に不開示と決定した本件処分は違法であって取り消されるべきである。

(4) また、(2)所掲の①ないし⑤の文書のいずれについても、条例第7条各号所定の不開示情報は記録されていないことが認められる。したがって、本件処分に係る情報開示請求に対し、実施機関は、これらの文書について開示決定すべきであったといえることができる。

(5) 以上のとおり、本件処分は違法であって本件審査請求は理由があるから、諮問庁は、行政不服審査法(平成26年法律第69号)第46条第1項の定めるところにより本件処分を取り消すとともに、諮問庁は同条第2項第2号の「処分庁である審査庁」に当たることから、(2)所掲の①ないし⑤の文書を含む開示決定をするのが妥当である。よって、主文のとおり答申する。

(別紙)

①令和5年8月22日大阪府打合せ資料

(大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課宛て令和5年8月22日付け

「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)TYPE2/3に係る

KPIの計測について」(豊能ま第9.3号)と題するもの)

- ②令和5年9月28日大阪府打合せ資料
- ③出張命令簿（総務部長の出張に係るもの。令和6年4月3日から同年7月5日までにつき記載）
- ④令和6年6月24日付け「企業版ふるさと納税の寄附金について」2件の起案文書（前町長宛て豊能総政第69-1号ほか）
- ⑤令和6年6月25日付け起案書「監査結果に基づく必要な措置について」（豊能町監査委員宛て能総政第74号。すなわち「措置状況報告書」の起案文書）